

岐阜県公報

号外(三) 令和二年三月三十一日

目次

人事委員会規則

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則	(人事委員会)	ページ
給与の支払監理等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二〇
職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則	(同)	二〇

人事委員会規則

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第五号

岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則

目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 報酬
第一節 月額で定める報酬の基本額(第三条 第十一条)
第二節 時間額で定める報酬の基本額(第十二条 第十五条)
第三節 手当に相当する報酬(第十六条 第三十一条)
第四節 報酬の減額等(第三十二条 第三十四条)
第三章 費用弁償(第三十五条 第三十七条)
第四章 期末手当(第三十八条 第四十六条)
第五章 雑則(第四十七条・第四十八条)
附則
第一章 総則
(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年岐阜県条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(時間の計算)

第二条 会計年度任用職員が特に承認なくして勤務しなかつた時間数は、その報酬期間の全時間数によって計算するものとし、その時間数に一時時間未達の端数を生じた場合は、その端数が三十分以上のときはこれを切り上げ、三十分未満のときはこれを切り捨てる。

第二章 報酬

第一節 月額で定める報酬の基本額

(報酬の基本額の基準)

第三条 条例第二条第二項に規定する報酬の基本額は、別表第一に掲げる会計年度任用職員が従事する業務の種別に応じ、同表に掲げる額に三十八・七五分の二十九を乗じて得た額の範囲内で定めるものとする。

2 前項の規定により報酬の基本額を定めるに当たっては、当該会計年度任用職員の有する学歴免許等の資格、会計年度任用職員として同種の職に在職した年数その他任命権者が定める経験等を考慮するものとする。

(協議により定める報酬の基本額の基準)

第四条 条例第二条第四項の規定により月額で定める報酬の基本額は、人事委員会が別に定めるところにより定めるものとする。

(端数計算)

第五条 月額で定める報酬の基本額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(支給定日)

第六条 条例第二条第八項において準用する岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年岐阜県条例第二十九号。以下「給与条例」という。)

第七条の規定による月額で定める報酬の基本額の支給定日は、その月の二十一日とする。ただし、その日が祝日法による休日(条例第三条に規定する祝日法による休日という。以下同じ。)、日曜日又はその月の第三土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又はその月の第三土曜日でない日を支給定日とする。

(支給方法)

第七条 報酬期間(月の一日から末日までをいう。以下同じ。)(中月額で定める報酬の基本額の支給定日後において新たに会計年度任用職員となつた者及び報酬期間中月額

で定める報酬の基本額の支給定日前に離職し、又は死亡した会計年度任用職員には、その日に最も近い次の月額で定める報酬の基本額の支給定日までには月額で定める報酬の基本額を支給する。

第八条 給与条例第三十条の二の規定は、会計年度任用職員の月額で定める報酬の基本額の支給について準用する。

第九条 会計年度任用職員が、会計年度任用職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために月額で定める報酬の基本額を請求した場合には、報酬期間中、月額で定める報酬の基本額の支給定日前であっても、請求の日までの月額で定める報酬の基本額を日割計算によりその際支給する。

第十条 会計年度任用職員が、休職(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。))第二十八条第二項又は岐阜県職員の分限に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第二十三号)第二条の規定による休職をいう。以下同じ。))にされ、育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。))第一条の規定による承認を受けた休業をいう。以下同じ。))を始め、若しくは停職(法第二十九条の規定による停職をいう。以下同じ。))にされた場合又は休職の終了により復職し、若しくは育児休業若しくは停職の終了により職務に復帰した場合におけるその報酬期間の月額で定める報酬の基本額は、日割計算により支給する。報酬期間の初日から引き続いて休職又は育児休業若しくは停職中の会計年度任用職員が、月額で定める報酬の基本額の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その報酬期間中の月額で定める報酬の基本額をその日に最も近い次の月額で定める報酬の基本額の支給定日までには支給する。

(月額で定める報酬の基本額の返納)

第十一条 会計年度任用職員の月額で定める報酬の基本額がその支給定日後において退職、休職、停職、減額、育児休業等により過払となつたときは、その日に最も近い次の月額で定める報酬の基本額の支給定日までには返納させなければならない。

第二節 時間額で定める報酬の基本額

(条例第二条第三項の人事委員会規則で定める時間)

第十二条 条例第二条第三項の人事委員会規則で定める時間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間における祝日法による休日の日数及び年末年始の休日(条例第三条に規定する年末年始の休日をいう。以下同じ。))の日数から土曜日に当たるとる祝日

法による休日の日数及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに七時間四十五分を乗じて得た時間に、その者の一週間当たりの勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間とする。

(端数計算)

第十三条 報酬期間における勤務時間に一時間未満の端数がある場合において、その端数が三十分以上のときはこれを切り上げ、三十分未満のときはこれを切り捨てる。

2 第五条の規定は、時間額で定める報酬の基本額の端数計算について準用する。

(時間額で定める報酬の基本額の支給)

第十四条 時間額で定める報酬の基本額は、一の報酬期間の分を次の報酬期間における第六条に規定する支給定日に支給する。

(準用)

第十五条 第四条の規定は、条例第二条第四項の規定により時間額で定める報酬の基本額について準用する。

2 第七条から第九条までの規定は、時間額で定める報酬の基本額の支給方法について準用する。

第三節 手当に相当する報酬

(地域手当報酬)

第十六条 地域手当報酬(条例第二条第六項に規定する地域手当に相当する報酬をいう。以下同じ。)は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別表第二に掲げる地域に在勤する会計年度任用職員に支給する。ただし、全国的に報酬の統一が必要なため地域手当報酬を支給することが適当でない職その他の人事委員会が定める職にある会計年度任用職員に対しては、支給しない。

2 地域手当報酬の額は、報酬の基本額に次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 一級地 百分の十八
- 二 二級地 百分の十四
- 三 三級地 百分の十三
- 四 四級地 百分の十
- 五 五級地 百分の八
- 六 六級地 百分の四
- 七 七級地 百分の一(別表第三に掲げる地域にあつては、百分の三)

第十七条 医師の資格の所持を任用条件としている会計年度任用職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当報酬の支給割合以上の支給割合による地域手当報酬を支給される場合を除き、当分の間、前条の規定にかかわらず、報酬の基本額に百分の十六を乗じて得た額の地域手当報酬を支給する。

2 報酬の基本額の算定において地域手当報酬を加味している職として人事委員会が定めるものがある会計年度任用職員については、前条及び前項の規定にかかわらず、地域手当報酬を支給しない。

第十八条 地域手当報酬は、報酬の基本額の支給方法に準じて支給する。

第十九条 地域手当報酬の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって、当該地域手当報酬の額とする。第二十五条第一項、条例第五条第二項において読み替えて準用する給与条例第二十三条第四項の規定により算出する地域手当報酬の額に端数があるときも、同様とする。

(時間外勤務手当報酬)

第二十条 正規の勤務時間(任命権者が定める当該会計年度任用職員の勤務時間をいう。以下同じ。)外に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十五条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当報酬(条例第二条第六項に規定する時間外勤務手当に相当する報酬をいう。以下同じ。)として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(第二十二条の規定により正規の勤務時間中に勤務した会計年度任用職員に休日勤務手当報酬(条例第二条第六項に規定する休日勤務手当に相当する報酬をいう。以下同じ。))が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 百分の百二十五

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 百分の百三十五

2 会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ当該各号に定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

3 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務の時間の合計が一箇月について六十時間を超えた会計年度任用職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項(第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十五条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)を乗じて得た額を時間外勤務手当報酬として支給する。

4 時間外勤務代休時間(時間外勤務手当報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間をいう。以下同じ。)を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十五条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百五十(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から第一項に規定する割合(その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当報酬を支給することを要しない。

5 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間については前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する割合」とあるのは、「百分の百」とする。

6 前各項に定めるもののほか、時間外勤務手当報酬の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

第二十一条 その日の勤務時間が始まる前に時間外勤務をしたときは、その日の時間外勤務として取り扱うものとする。

2 公務による旅行(出張を含む。以下同じ。)中の会計年度任用職員は、その旅行期間中正規の勤務時間を勤務したものとみなす。ただし、旅行目的の地において正規の勤務時間外に勤務することを当該会計年度任用職員の所属長があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるときは、時間外勤務手当報酬を支給する。

(休日勤務手当報酬)

第二十二條 祝日法による休日(任命権者の定めるところにより当該休日に代わる日

(以下「代休日」という。)を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)及び年末年始の休日(任命権者の定めるところにより代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十五条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額に百分の百三十五の割合を乗じて得た額を休日勤務手当報酬として支給する。これらの日に準ずるものとして国の行事等の行われる日で人事委員会が指定する日において勤務した会計年度任用職員についても、同様とする。

2 毎日曜日を週休日と定められている会計年度任用職員以外の場合においては、祝日法による休日(任命権者の定めるところにより当該休日に代わる日(以下「代休日」という。)を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。))とあるのは、「週休日に当たる祝日法による休日の直後の勤務日等(任命権者の定めるところにより勤務時間が割り振られた日をいう。以下この項において同じ。)(当該勤務日等が祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等、任命権者の定めるところにより割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日又はこれらの日に準ずるものとして国の行事等の行われる日で人事委員会が指定する日に当たるときにあってはこれらの日の直後の勤務日等、会計年度任用職員の勤務時間の割振りの事情により任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときであつてはその日)」とする。

第二十三條 公務により旅行中の会計年度任用職員に対しては、旅行目的の地において前条第一項に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等の正規の勤務時間中に勤務すべきことを会計年度任用職員の所属長があらかじめ指示して命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるときは、休日勤務手当報酬を支給する。

(夜間勤務手当報酬)

第二十四條 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十

五条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額の百分の二十五を夜間勤務手当報酬(条例第二条第六項に規定する夜間勤務手当に相当する報酬をいう。以下同じ。)として支給する。

(勤務一時間当たりの報酬の額)

第二十五条 勤務一時間当たりの報酬の額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額で定める報酬 条例第二条第二項又は第四項の規定により定める月額で定める報酬の基本額及びこれに対する地域手当報酬の額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから第十二条の規定により算定した時間を減じたもので除して得た額

二 時間額で定める報酬 条例第二条第三項又は第四項の規定により定める時間額で定める報酬の基本額及びこれに対する地域手当報酬の額の合計額

2 前項に規定する報酬の基本額及びこれに対する地域手当報酬の額の合計額は、条例に基づき報酬を減ぜられている場合においても、その会計年度任用職員が本来受けるべき報酬の基本額及びこれに対する地域手当報酬の額の合計額とする。

(宿日直手当報酬)

第二十六条 宿日直手当報酬(条例第二条第六項に規定する宿日直手当に相当する報酬をいう。以下同じ。)の額については、給与条例第十八条及び岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号。以下「給与規則」という。)第三十四条の規定の例による。

(時間外勤務等命令簿等)

第二十七条 各所属長は、会計年度任用職員に時間外勤務、時間外勤務代休時間にした勤務、休日勤務手当報酬の支給される日の勤務又は夜間勤務を命じた場合にはその都度別記第一号様式による時間外勤務等命令簿を、宿日直勤務を命じた場合にはその都度別記第二号様式による宿日直勤務命令簿を作成した上、自ら押印するものとする。

(時間外勤務手当報酬等の支給方法)

第二十八条 時間外勤務手当報酬、休日勤務手当報酬、夜間勤務手当報酬及び宿日直手当報酬(以下これを「時間外勤務手当報酬等」という。)は、一の報酬期間の分を次の報酬期間における報酬の基本額の支給定日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとする。

2 会計年度任用職員が時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間

外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当報酬の支給に係る時間外勤務手当報酬に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「時間外勤務代休時間が指定された日の属する報酬期間の次の」とする。

3 時間外勤務手当報酬等は、第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、会計年度任用職員が第九条に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとする。

4 時間外勤務手当報酬等の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数(支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数)によつて計算するものとする。この場合において、一時間未満の端数があるときは、第二条の規定を準用する。

(特殊勤務手当報酬)

第二十九条 特殊勤務手当報酬(条例第二条第七項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬をいう。以下同じ。)の額は、特別な計算方法により報酬の基本額が定められる職として人事委員会が定めるものにある会計年度任用職員を除き、常勤の職員の例による。

第三十条 特殊勤務手当報酬は、一の報酬期間の分を次の報酬期間における報酬の基本額の支給定日に支給する。ただし、特殊勤務手当報酬のうちあらかじめ人事委員会の承認を得たものについては、一の報酬期間の分を当該報酬期間における報酬の支給定日に支給することができる。

2 第二条の規定は、特殊勤務手当報酬のうち、時間によつてその額が定められているものについて準用する。

第三十一条 各所属長は、特殊勤務手当報酬を支給する会計年度任用職員ごとに、別記第三号様式による特殊勤務実績簿を作成しなければならない。

第四節 報酬の減額等

(報酬の減額)

第三十二条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 給与条例第四十二条及び第四十四条に規定する休暇に相当する有給の休暇による場合

二 給与規則第三十三条第三項の人事委員会が指定する日である場合

三 時間外勤務代休時間である場合

四 法令の規定により特に勤務しないことが認められている場合

五 その他人事委員会の承認を得た場合

2 前項の規定は、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年岐阜県条例第四号）の規定により会計年度任用職員が職務に専念する義務を免除された場合においても影響を受けることがない。

3 条例第三条の人事委員会規則で定める勤務一時間当たりの報酬の額は、第二十五条第一項に規定する勤務一時間当たりの報酬の額とする。

第三十三条 条例第三条の規定により減額すべき報酬の額は、その報酬期間の分の報酬の基本額及び地域手当報酬に対応する額を、その報酬期間又はその次の報酬期間以降の報酬の基本額及び地域手当報酬から差し引くものとする。ただし、退職、休職、停職又は育児休業の場合において減額すべき報酬の額が報酬の基本額及び地域手当報酬から差し引くことができないときは、条例に基づきその他の未支給の報酬から差し引くものとする。

（休職者の報酬等）

第三十四条 会計年度任用職員が法第二十八条第二項各号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、人事委員会が定める場合を除き、報酬の基本額及び地域手当報酬を支給しない。

第三章 費用弁償

（特別の事情がある場合の通勤に係る費用弁償の額及び支給方法）

第三十五条 条例第四条第四項の規定により人事委員会規則で定める費用弁償の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 月額で定める報酬の基本額の支給を受ける者で交通の用具を利用するもの（平均一箇月当たりの通勤所要回数が十回に満たない者に限る。） 給与条例第十二条の六第二項第二号に定める額に二分の一を乗じて得た額

二 時間額で定める報酬の基本額の支給を受ける者で交通の用具を利用するもの 給与条例第十二条の六第二項及び第三項の規定により算出された費用弁償の額を二十で除して得た額に当該月の通勤所要日数を乗じて得た額

三 時間額で定める報酬の基本額の支給を受ける者で回数乗車券等を使用するもの 給与規則第二十九条の九に規定する額を二十で除して得た額に当該月の通勤所要日数を乗じて得た額

2 第六条の規定は前項第一号に規定する費用弁償の支給について、第十四条の規定は前項第二号及び第三号に規定する費用弁償の支給について準用する。

（通勤に係る費用弁償の届出）

第三十六条 会計年度任用職員は、新たに条例第四条第一項第二号に掲げる要件を具備するに至った場合には、別記第四号様式により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同号に掲げる要件を具備する会計年度任用職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

2 任命権者は、会計年度任用職員から前項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第四条第一項第二号に掲げる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤に係る費用弁償の額を決定し、又は改定しなければならない。

3 任命権者は、前項の規定により通勤に係る費用弁償の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別記第五号様式による通勤に係る費用弁償認定簿に記載するものとする。

（準用）

第三十七条 給与規則第二十九条の六から第二十九条の九まで、第二十九条の九の二の二から第二十九条の九の六まで、第二十九条の九の九の二から第二十九条の十二までの規定は、条例第四条第一項第二号に掲げる場合に支給する費用弁償の額及びその支給方法について準用する。

第四章 期末手当

（期末手当の支給を受けない会計年度任用職員）

第三十八条 条例第五条第一項前段の人事委員会規則で定める者は、同項に規定するそれぞれの基準日（以下「基準日」という。）に在職する会計年度任用職員のうち次に掲げるものとする。

一 法第二十八条第二項第二号に掲げる事由に該当して休職にされている者
二 休職にされている者（前号に掲げる者を除く。）のうち、報酬の支給を受けていないもの
三 停職にされている者

四 育児休業をしている者のうち、岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号。以下「育児休業条例」という。）第六条の三第一項に規定する者以外のもの

五 一週間の勤務時間が十五時間三十分未満の者

六 一 会計年度において、同一の任命権者に任用される期間が通算して六月に満たない者

七 全国的に報酬の統一が必要なため期末手当を支給することが適当でない職その他の人事委員会が定める職にある者

第三十九条 条例第五条第一項後段の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる会計年度任用職員とする。

一 その退職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であった者

二 その退職の後基準日までの間において条例の適用を受ける会計年度任用職員となつた者

第四十条 基準日前一箇月以内において条例の適用を受ける会計年度任用職員としての退職が二回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、人事委員会の定めるものを除き、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(期末手当に係る在職期間)

第四十一条 条例第五条第二項において準用する給与条例第二十三条第二項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。

一 停職にされている会計年度任用職員として在職した期間については、その全期間

二 育児休業をしている会計年度任用職員(育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である会計年度任用職員を除く。)(として在職した期間については、その二分の一の期間

三 休職にされていた期間(人事委員会が定める公共の機関の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会が定める期間を除く。)(については、その二分の一の期間

第四十二条 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。ただし、基準日以前一箇月以内に第一号イ若しくはロ又は第二号イからニまでに掲げるものを退職し、期末手当の支給を受けた者を除く。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が条例の適用を受ける会計年度任用職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 行政執行人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行人をいう。以下同じ。)(の職員のうち人事委員会が定める

もの
ロ 県の職員のうち人事委員会が定めるもの

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける会計年度任用職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 国家公務員又は会計年度任用職員以外の地方公務員のうち人事委員会が定めるもの

ロ 行政執行人の職員(前号イに掲げる者を除く。)(のうち人事委員会が定めるもの

ハ 特定一般地方独立行政法人等職員(岐阜県職員退職手当条例(昭和二十八年岐阜県条例第四十一号)第七条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員をいう。以下同じ。)(のうち人事委員会が定めるもの

二 退職派遣者のうち人事委員会が定めるもの
2 前項の期間の算定については、前条第二項の規定を準用する。

3 条例第五条第三項の人事委員会規則で定める者は、第三十八条各号に掲げる者とする。

(期末手当基礎額)

第四十三条 条例第五条第二項において読み替えて準用する給与条例第二十三条第四項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 月額で定める報酬の基本額の支給を受ける者 条例第二条第二項又は第四項の規定により月額で定める報酬の基本額及びこれに対する地域手当報酬の額の合計額

二 時間額で定める報酬の基本額の支給を受ける者 条例第二条第三項又は第四項の規定により時間額で定める報酬の基本額及びこれに対する地域手当報酬の額の合計額に、その者の一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから第十二条の規定により算定した時間を減じたものを乗じて得た額を十二で除して得た額

(不支給及び一時差止め)

第四十四条 給与規則第五十四条の二から第五十四条の七までの規定は、会計年度任用職員の期末手当の不支給及び一時差止めについて準用する。

第四十五条 条例第五条第一項の人事委員会規則で定める日は、別表第四の基準日の欄(支給日)

に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の支給日の欄に定める日とする。ただし、同欄に定める日が日曜日当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。

(端数計算)

第四十六条 第四十三条の期末手当基礎額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第五章 雑則

(報酬等からの控除)

第四十七条 任命権者は、会計年度任用職員(会計年度任用職員であつた者を含む。)

に条例に基づき報酬、期末手当及び費用弁償(以下「報酬等」という。)を支給する際に、会計年度任用職員からの要請により人事委員会が定める各種納入金等をその報酬等から控除することができる。

(委任)

第四十八条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

(条例附則第二項の人事委員会規則で定める者)

2 条例附則第二項の人事委員会規則で定める者は、第二十八条各号に掲げる者とする。

(条例附則第三項に規定する報酬の支給を受けない会計年度任用職員)

3 条例附則第三項の「単純かつ補助的な業務に従事する者」とは、別表第一一の項第一号及び第二号に掲げる者並びにこれらに準ずる者として人事委員会が定める者をいう。

4 条例附則第四項前段の人事委員会規則で定める者は、基準日に在職する会計年度任用職員のうち次に掲げるものとする。

一 休職にされている者

二 停職にされている者

三 育児休業をしている者のうち、育児休業条例第六条の三第二項に規定する者以外のもの

四 一週間の勤務時間が十五時間三十分未満の者

五 一 会計年度において、同一の任命権者に任用される期間が通算して六月に満たない者

六 全国的に報酬の額の統一が必要なため条例附則第三項に規定する報酬(以下「附則第三項報酬」という。)を支給することが適当でない職その他の人事委員会が定める職にある者

5 条例附則第四項後段の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる会計年度任用職員とする。

一 その退職し、又は死亡した日において前項各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であつた者

二 その退職の後基準日までの間において条例の適用を受ける会計年度任用職員となつた者(当該会計年度任用職員として附則第三項報酬に相当する報酬が支給されない者を除く。)

6 第四十条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

(附則第三項報酬の支給割合)

7 条例附則第五項の人事委員会規則で定める基準は、附則第九項に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合(同項において「期間率」という。)(に附則第十四項に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合(同項において「成績率」という。))を乗じて得た割合を支給割合として定めることとする。

8 条例附則第三項の規定により任命権者が支給する附則第三項報酬の額の総額は、条例附則第五項の報酬基礎額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(附則第三項報酬の期間率)

9 附則第三項報酬の期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表第五に定める割合とする。

(附則第三項報酬に係る勤務期間)

10 前項に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

11 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除外する。ただし、除外する期間の合計期間が一日未満である場合は、この限りでない。

一 停職にされている会計年度任用職員及び育児休業をしている会計年度任用職員

- 14 (附則第三項報酬の成績率)
附則第三項報酬の成績率は、百分の百八十五の範囲内で、任命権者が定めるものと
- 13 前項の期間の算定については、附則第十一項各号に掲げる期間に相当する期間を除外する。
- 12 第四十二条第一項の規定は、附則第十項に規定する条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間の算定について準用する。
- 八 基準日以前六箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 七 妊産疾病休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 六 育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 五 介護時間に相当する休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 四 介護休暇に相当する休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等（週休日、任命権者の定めるところにより割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等をいう。第七号において同じ。）を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- 三 条例第三条の規定により報酬を減額された期間（給与条例第四十七条第一項に規定する介護休暇に相当する休暇（次号に該当する場合を除く。以下「介護休暇に相当する休暇」という。）と同項に規定する介護時間に相当する休暇（第五号に該当する場合を除く。以下「介護時間に相当する休暇」という。））、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るための休暇（第七号に該当する場合を除く。以下「妊産疾病休暇」という。）（その他の任命権者が定める無給の休暇の承認を受けていた期間を除く。）
- 二 休職にされていた期間（人事委員会が定める公共的機関の業務に従事することによる休職の期間のうち人事委員会が定める期間を除く。）
- 一 (当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である者を除く。)として在職した期間

業務の種類		報酬の基本額の範囲
1 事務補助又は屋 内労務業務	岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和三十六年岐阜県規則第十四号。以下この表において「技能規則」という。）別表第一一級の十二号給の額から同表一級の三十五号給の額まで	
2 屋外労務業務	技能規則別表第一一級の二十一号給の額から同表一級の四十四号給の額まで	
3 一般的業務	給与条例別表第一行政職給料表の一級の五号給の額から同表の一級の二十八号給の額まで	
4 資格を要する業務	給与条例別表第一行政職給料表の一級の八号給の額から同表の一級の三十一号給の額まで	
5 経験を要する業務	給与条例別表第一行政職給料表の一級の十二号給の額から同表の一級の三十五号給の額まで	
6 高度な資格又は経験を要する業務	給与条例別表第一行政職給料表の一級の十八号給の額から同表の一級の四十一号給の額まで	

する。

15 (附則第三項報酬の報酬基礎額)
第四十三条の規定は、条例附則第六項の人事委員会規則で定める額について準用する。

16 (支給日)
第四十五条の規定は、条例附則第四項の人事委員会規則で定める日について準用する。

17 (準用)
第四十六条及び第四十七条の規定は、附則第三項報酬の支給について準用する。
別表第一（第三条関係）

四 給与条例別表第	三 給与条例別表第三教育職給料表の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務			二 給与条例別表第二公安職給料表の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務							
	1 一般的業務	2 高度な資格又は経験を要する業務	3 より高度な資格又は経験を要する業務	1 一般的業務	3 経験を要する業務	4 高度な経験を要する業務	1 補助的業務	2 一般的業務	9 特別な資格又は経験を要する業務	8 相当高度な資格又は経験を要する業務	7 より高度な資格又は経験を要する業務
	給与条例別表第四研究職給料表の一級の四十三号給の額まで	給与条例別表第三教育職給料表(一)の一級の五十一号給の額まで	給与条例別表第三教育職給料表(一)の一級の五号給の額から同表の一級の二十八号給の額まで	給与条例別表第二公安職給料表の一級の三十一号給の額から同表の一級の五十四号給の額まで	給与条例別表第二公安職給料表の一級の二十一号給の額から同表の一級の四十四号給の額まで	給与条例別表第二公安職給料表の一級の八号給の額から同表の一級の三十一号給の額まで	給与条例別表第二公安職給料表の一級の十四号給の額まで	給与条例別表第一行政職給料表の二級の十二号給の額から同表の二級の三十五号給の額まで	給与条例別表第一行政職給料表の一級の三十五号給の額から同表の一級の五十八号給の額まで	給与条例別表第一行政職給料表の一級の二十三号給の額から同表の一級の四十六号給の額まで	
別表第二(第十六条関係)	五 給与条例別表第五医療職給料表(二)又は(三)の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務							四 研究職給料表の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務			
	7 保健師その他これに準ずる資格及び経験を要する業務	6 看護師その他これに準ずる資格及び経験を要する業務	5 看護師その他これに準ずる資格を要する業務	4 薬剤師、獣医師その他これらに準ずる資格を要する業務	3 1又は2に掲げる資格及び経験を要する業務	2 管理栄養士その他これに準ずる資格を要する業務	1 臨床検査技師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、診療放射線技師、栄養士その他これらに準ずる資格を要する業務	2 高度な資格又は経験を要する業務	1 臨床検査技師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、診療放射線技師、栄養士その他これらに準ずる資格を要する業務	2 高度な資格又は経験を要する業務	1 臨床検査技師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、診療放射線技師、栄養士その他これらに準ずる資格を要する業務
	給与条例別表第五医療職給料表(三)の二級の三十三号給の額から同表の一級の五十六号給の額まで	給与条例別表第五医療職給料表(三)の二級の二十七号給の額から同表の一級の五十号給の額まで	給与条例別表第五医療職給料表(三)の二級の十四号給の額から同表の二級の三十七号給の額まで	給与条例別表第五医療職給料表(二)の二級の三十三号給の額から同表の二級の五十六号給の額まで	給与条例別表第五医療職給料表(二)の二級の二十七号給の額から同表の二級の五十号給の額まで	給与条例別表第五医療職給料表(二)の二級の八号給の額から同表の二級の三十一号給の額まで	給与条例別表第五医療職給料表(二)の一級の二十五号給の額から同表の一級の四十八号給の額まで	給与条例別表第四研究職給料表の二級の三十三号給の額から同表の二級の十六号給の額まで	給与条例別表第四研究職給料表の二級の三十三号給の額から同表の二級の十六号給の額まで	給与条例別表第一行政職給料表の一級の二十三号給の額から同表の一級の四十六号給の額まで	

特別区	支 給 地 域	級 地
岐阜県内の全ての市町村		一級地
特別区及び岐阜県内の全ての市町村と同様に取り扱い扱うことが適当であると人事委員会が認める地域		七級地
		地域ごとに人事委員会が定める級地

別表第三(第十六条関係)

都道府県	支 給 地 域
岐阜県	岐阜市 大垣市 多治見市 美濃加茂市 各務原市 可児市 瑞穂市

備考 この表の支給地域の欄に掲げる支給地域の名称及びその区域は、令和二年四月一日におけるものとし、その後におけるこれらの名称又は区域の変更によって影響されるものではない。

別表第四(第四十五条関係)

基 準 日	支 給 日
六月一日	六月三十日
十二月一日	十二月十日

別表第五(附則第九項関係)

勤 務 期 間	割 合
六箇月	百分の百
五箇月十五日以上六箇月未満	百分の九十五
五箇月以上五箇月十五日未満	百分の九十
四箇月十五日以上五箇月未満	百分の八十
四箇月以上四箇月十五日未満	百分の七十
三箇月十五日以上四箇月未満	百分の六十
三箇月以上三箇月十五日未満	百分の五十

二箇月十五日以上三箇月未満	百分の四十
二箇月以上二箇月十五日未満	百分の三十
一箇月十五日以上二箇月未満	百分の二十
一箇月以上二箇月十五日未満	百分の十五
十五日以上一箇月未満	百分の十
十五日未満	百分の五
零	零

第4号様式(第36条関係)

通勤届

(表面)
() 年 月 日提出

通勤経路の略図(経路未線)

任命権者		勤務公署名					
様		所在地					
職名		氏名					
規則第36条第1項の規定により通勤の実情を届け出ます。							
届出の理由(該当する□に△印を付する。)							
<input type="checkbox"/> 1 新規(□ 公署移転に伴う通勤経路又は方法の変更の場合) <input type="checkbox"/> 2 住居の変更 <input type="checkbox"/> 3 通勤経路又は方法の変更 <input type="checkbox"/> 4 運賃等の負担額の変更 <input type="checkbox"/> 5 その他()							
届出の理由が生じた日 年 月 日							
順路	通勤方法別	区間	距離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車額	備考
<input type="checkbox"/> 1		住居から(經由)	まで	. 分		円	
<input type="checkbox"/> 2		から(經由)	まで	. 分		円	
<input type="checkbox"/> 3		から(經由)	まで	. 分		円	
<input type="checkbox"/> 4		から(經由)	まで	. 分		円	
<input type="checkbox"/> 5		から(經由)	まで	. 分		円	
						総通勤距離	. km
						総所要時間	分

- 記入上の注意
- 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線、〇〇新幹線等の別を記入すること。
 - 2 「距離」欄及び「総通勤距離」欄は、小数点以下第1位まで記入すること。
 - 3 「乗車券等の種類」欄には、定期券(6箇月)、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入すること。
 - 4 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(6箇月)の価額、10枚綴回数券の額等乗車券に添ざる額を記入すること。
 - 5 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入すること。
 - 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に關係のない事項の記入を省略することができる。
 - 7 新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道等の利用者は、裏面を記入すること。

新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用する職員（裏面）

新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤経路の略図（経路朱線）

※公署移転年月日	年 月 日	※公署移転前の住居への入居年月日	年 月 日		
※公署移転の直前の住居	※現住居への入居年月日		年 月 日		
新幹線鉄道等利用者の新幹線鉄道等を利用しない場合の通勤の経路及び方法等					
順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考
1		住居 から (經由)	まで . km	分	
2		から (經由)	まで . km	分	
3		から (經由)	まで . km	分	
4		から (經由)	まで . km	分	
5		から (經由)	まで . km	分	
		から (經由)	まで . km	分	
総通勤距離				km	
総所要時間				分	



記入上の注意

- ※欄は、公署移転に伴い、通勤が困難になったことにより新幹線鉄道等を利用することとなった職員のみ記入すること。
- 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入すること。
- 「距離」欄及び「総通勤距離」欄には、小数点以下第1位まで記入すること。

第5号様式 (第36条関係)

通勤に係る費用弁償認定簿

(表面)

氏名		所属		事務発生日		年月日		年月日		年月日		備考	
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		平均1箇月当たりの通勤所要回数		回数		算出式		提出年月日		受理年月日		年月日	
普通交通機関等利用者	1 改正	算出の基礎となる普通交通機関等の名称	利用区間	定期券回数その他	回数券回数その他	定期券回数その他	1箇月当たりの運賃等相当額	普通交通機関等の認定期間	取扱者印	支給月(毎月の場合には省略)	年月日	年月日	年月日
	2 改正						円	年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12		
3 改正							円	年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12		
4 改正							円	年 月 日から 年 月 日まで		1 2 3 4 5 6	7 8 9 10 11 12		
1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額													円
自動車の額 (給与条例第12条の6第2項第2号の額) (自動車の使用距離 km)													円
普通交通機関等と自動車の併用者 給与規則第29条の9の2の2 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号													円
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車の額の合計額が55,000円を超えるとき													円

記入上の注意 運賃等の額に改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」欄の「年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入すること。

給与の支払監理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第六号

給与の支払監理等に関する規則の一部を改正する規則

給与の支払監理等に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「対する給与」の下に「岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年岐阜県条例第一号）第四条第一項第二号に掲げる場合に支給する費用弁償を含む。以下同じ。」を加える。

第六条第一号中「及び勤勉手当」を「勤勉手当、報酬」に改める。

第十三条中「手当」の下に「報酬」を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第七号

職員の人事記録に関する規則の一部を改正する規則

職員の人事記録に関する規則（昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表条件付採用期間の延長の項中「第二十条」の下に「又は第二十条の二」を加え、

同表免職の項中「第十八条第二項」の下に「又は第十八条の二第二項」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番一号

発行所

岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社